

◇FIT電源(太陽光):小売買取				系統連系申込みへの 回答予定日の通知		不備なく当社が受付した日から1ヶ月後					
四国電力送配電株式会社 御中											
再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込書〔低圧 太陽光〕											
私は、電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する貴社の約款・要綱等を承認の上、貴社に対し、送電系統への再生可能エネルギー発電設備の連系を申し込みます。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、本申込みは撤回するものとし、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても、当該契約が貴社によって解除されることに同意します。 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第9条第4項に基づき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合 ・貴社が、再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合 ・接続契約の成立後、相応の期間を経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項の変更認定および同第2項の変更届出を含む)を取得しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。) ・系統連系開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。) ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を、貴社の定める支払期日までに支払わない場合 また、本申込みに関して、以下の点について同意します。 ・貴社が定める「託送供給等約款」および「発電設備系統連系サービス要綱」 ・本申込みの受付時点をもって、貴社が、連系予約を行うこと ・私が本申込みを撤回した場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社が負担すること ・私が、貴社からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担等を行うこと ・貴社が再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号に基づき出力抑制を行う場合、私がその求めに応じ、出力抑制を行うこと ・貴社工事に際し、天候、用地交渉、停電交渉その他貴社の責めによらない事由により工事の遅延が生じた場合、貴社が賠償の責めを負わないこと ・貴社工事に際し、設計変更または単価変動等により工事費負担金に差が生じた場合は、工事竣工後、工事費負担金の精算(利息を含む)を、私が負担すること											
必要事項について、漏れなくご記入ください。 記入不備等がある場合、受付が出来ず、再度のご提出をお願いすることがございますのでご注意ください。				※申込日につきましては、書面をご記入いただいた日で構いませんので忘れずご記入くださいますようお願いいたします。							
【申込者】(以下、太枠内の各項目につきご記入ください。)				申込日		2025 年 3 月 1 日					
現住所		(〒 760 - 8610) 香川県高松市丸の内*****		電話番号		ご自宅		*** - *** - ***			
						携帯電話		*** - *** - ***			
(フリガナ)		ソウハイ デンタロウ									
ご契約名義		送配 電太郎		印							
【申込内容】											
申込区分 (いずれかに○)		新規		○		設備変更		廃止		その他 ()	
		売電先変更				既設発電設備の使用再開		(既設設備の変更)		有 無 ()	
工事区分		太陽光発電用開閉器(ブレーカー)等の電気工事 (いずれかに○)				○		実施する		実施しない	
設置場所 (発電設備設置場所)		住所		(〒 760 - 8610) 香川県高松市丸の内*****		電話番号		ご自宅		- -	
								携帯電話		- -	
郵送物 送付先		住所		(〒 -)		(設置場所と同一の場合は、送付先の記入は不要です。)					
連系 発電設備		太陽電池最大出力		(4. 200 kW) → 5. 300 kW		連系方式		交流 単 相 3 線式 200 V			
		インバータ定格出力		(4. 200 kW) → 5. 300 kW		認定ID※1		*****			
		その他発電設備等の連系状況(該当していれば○)				燃料電池・ガスエンジン(ガスタービン)・蓄電池・その他()					
系統連系開始希望日※2				2025 年 8 月 1 日				廃止希望日		年 月 日	
配線方式※3 (いずれかに○)		○		①余剰配線		-		<③の場合> 認定発電設備等の引込方式 (いずれかに○)			
				②全量配線		他の電気の需給契約がない場所に設置					
		③全量配線		他の電気の需給契約がある場所(原需要場所)に設置 [建物の屋根・屋上または構内(駐車場等)]				2 引 込 方 式		引込柱から個別に引込線を施設する方式	
				◆ 別紙「特例区域等の適用に関する確認書」の添付が必要となります。		確認欄				引込口分岐方式	
【系統連系後の緊急時のご連絡先】											
ご連絡先が申込者ご本人様以外の場合にご記入ください。											
責任者名											
電話番号											
【ご契約書類等の送付先】(代行者への送付を希望する場合は、下欄にご記入ください。)											
会社名						担当者		部署名			
								氏 名			
住所		(〒 -)				電話番号		会 社		- -	
								携帯電話		- -	
(※1) 再エネ特措法にもとづく認定IDをご記入ください。(未取得の場合、記入は不要) (※2) 新規・設備変更の場合は、お申込みから連系までの間に、一定の期間が必要となる場合がありますので、ご了承ください。 (※3) 余剰配線とは、発電された電気が自家消費されることを前提とするものをいい、全量配線とは、発電された電気が自家消費されずに当社系統へ連系されることをいいます。(この場合の自家消費とは、連系に伴い最低限必要なインバータ等の負荷設備分の自家消費を除きます。)											
【サイバーセキュリティ対策】											
サイバー セキュリティ対策 (該当項目に○)		○		外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じている。							
				発電設備の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じている。							
				自家用電気工作物(発電事業の用に供するもの及び小規模事業用電気工作物を除く。)の場合、当該電気工作物に係る遠隔監視システム及び制御システムは、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠している。							
		○		発電設備に関するセキュリティ管理責任者は、発電者情報と同一。							
		※同一でない場合		氏名				連絡先			
【添付資料】											
①発電設備の運転計画書、②発電設備に関する資料、③逆変換装置に関する資料、④電気設備の単線結線図、⑤制御電源・回路に関する資料、⑥その他の機器に関する資料、⑦認定通知書(写)(取得後に提出)、⑧その他(ただし、連系設備の逆変換装置が認証登録品の場合については、JET認証証明書の写しを添付することで、①・③・⑤は省略できます。)											
本申込みにより取得する個人情報、電気事業における電気の契約の締結・履行、電力設備の形成・保全、関連するアフターサービスなどに関する情報のお知らせのために利用いたします。											
四国電力送配電記入欄		受 付 年 月 日		年 月 日		受電地点特定番号					
		連系承諾年月日		年 月 日		08 - 0 - - - -					
2025.03											